

別紙

多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第4条 議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。	第4条 議員が任期満了、辞職、失職、除名、 <u>議会の解散又は死亡</u> によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。
<u>2 議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。